

第4章 推進施策及び実施事業

1 市政運営の各過程における参加の制度や仕組みの拡充に向けた取組

本市では、市民参加を効果的に進めるため、政策の形成・実施・評価といった市政運営のあらゆる過程に市民が参画する機会を設け、市民の意見やニーズを聴取し、把握する取組を進めてきました。

今後は、それらの諸制度の目的や趣旨に沿った的確な運用を図り、より実効のある制度となるよう取組を充実させることで、その質を向上させていきます。また、実施結果や意見の反映状況等をより丁寧に市民に公表し、様々な取組を通じて得られた市民意見を最大限に活用することによって、更なる市民の市政への参加を推進します。

1 市民ニーズを把握し、政策・施策に結びつける仕組みの拡充

市民のニーズを把握し、それを政策・施策・事業等に反映させていくためには、日常的に市民の意見を聴く取組を進め、その結果や反映状況等を市民にきっちりと公表していくことが重要です。

このため、従来から取り組んできた広聴の取組を改善・充実させることで市民ニーズの的確な聴取に努めるとともに、新しい媒体の活用や市民ニーズを効率的に把握するための新しい制度やシステムに関する調査・研究を進め、効率的に市民ニーズを把握する仕組みを整えます。

① 市民ニーズを的確かつ効率的に聴取する取組の充実【施策番号1】

市民ニーズを的確かつ効率的に聴取するため、アンケートやモニター調査などの既存の取組を改善・充実させるとともに、インターネットや携帯電話などの新しい媒体を活用した仕組みの充実を図ります。

また、市民ニーズをより広く把握するための新しい仕組みに関する調査・研究を進め、その必要性等を検討します。

② 市民ニーズを着実に政策・施策に反映させる取組の推進【施策番号2】

より市民ニーズが反映された政策・施策を実施するため、市民からいただいた御意見等を庁内で共有するとともに、市民ニーズを把握するために実施した、様々な取組の実施結果やその反映状況をきっちりと市民に公表します。

推進施策及び実施事業	担当局等	新規	充実
① 市民ニーズを的確かつ効率的に聴取する取組の充実【施策番号1】			
アンケート、モニター調査の拡充	各局区等		○
インターネット等を活用し、市民意見を聴取するシステムの充実	総合企画局		○
市民生活実感調査の実施	総合企画局		
住民投票制度、市民提案制度等の市民ニーズを把握するための各種制度の調査・研究	総合企画局		
② 市民ニーズを着実に政策・施策に反映させる取組の推進【施策番号2】			
アンケート、モニター調査等の実施結果の公表	各局区等		
※ 市政情報総合案内コールセンターの運営・機能の充実	総合企画局		○
ホームページを活用したパブリック・コメントに係る総括情報の発信	総合企画局	○	
庁内向けデータバンクの構築	総合企画局	○	

ピックアップ

ホームページを活用した*パブリック・コメントに係る総括情報の発信

市のホームページ上でパブリック・コメントに関する情報（意見募集期間、本市の見解等）や、パブリック・コメントの実施状況や実施結果を分かりやすく発信する仕組みを構築します。



用語説明

パブリック・コメント

政策等について、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集し、その意見に対する本市の見解を公表し、提出された意見を勘案して意思決定を行う手続のこと。

2

より参加しやすい審議会等の運営の促進

市民参加を進めるうえで、本市が設置している*審議会等は、事案の審査や計画の策定、政策・施策の進行管理など、市政の幅広い場面で重要な役割を果たしています。このため本市では、市民参加推進条例において審議会等の公開や市民公募委員をはじめとする委員の幅広い人材登用の促進を定め、その審議過程を広く公開し、審議に市民の意見を反映させていく取組を全庁を挙げて進めてきました。

今後とも、これらの取組の推進するとともに、より参加しやすい審議会等の運営を実現するための仕組みづくりを行います。

① 審議会等の公開の推進と運営の改善 [施策番号 3]

本市の設置する審議会等のうち、京都市情報公開条例に規定する非公開情報を扱う審議会等を除く、全ての審議会等において、会議の公開、会議の開催情報の公表、会議録の公表に向けた取組を強化します。

また、会議を傍聴する市民に配慮した運営など、より開かれた審議会等の運営方法について検討し、適宜改善に向けた取組を進めます。

② 審議会等委員の公募の推進 [施策番号 4]

本市が設置する審議会等のうち、設置根拠法令で委員に特別な資格が必要な審議会等を除く全ての審議会等において、市民公募委員の参画を進めるとともに、その拡充を図ります。

また、より市民公募委員が積極的に審議に参画できるよう、市民公募委員をサポートする体制を整えるとともに、市民公募委員同士で自己研鑽し、知識や思いを醸成できる機会や場の提供を進めます。

③ 幅広い市民層からの審議会等委員への参加促進 [施策番号 5]

女性や外国籍市民、若い世代など、より幅広い市民層からの審議会等委員への参画を促す取組を更に進めます。

推進施策及び実施事業		担当局等	新規	充実
① 審議会等の公開の推進と運営の改善 [施策番号 3]				
	全ての公開可能な審議会等の公開	各局区等		
523	「審議会等運営ガイドライン(仮称)」の作成	総合企画局	○	
523	ホームページを活用した審議会等に係る総括情報の発信	総合企画局	○	
② 審議会等委員の公募の推進 [施策番号 4]				
	市民公募委員制度の拡充	各局区等		○
523	市民公募委員を中心とする交流会の開催	総合企画局	○	
	「審議会等運営ガイドライン(仮称)」の作成[再掲]	総合企画局	○	
③ 幅広い市民層からの審議会等委員への参加促進 [施策番号 5]				
	「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づく取組の推進	各局区等		
	「審議会等運営ガイドライン(仮称)」の作成[再掲]	総合企画局	○	
523	庁内情報システムを活用した女性人材情報の提供	文化市民局	○	



「審議会等運営ガイドライン（仮称）」の作成

審議会等を運営する所管課向けに、審議会等に関する事務をまとめたマニュアルを作成し、より開かれた審議会等の運営を促進します。

ホームページを活用した審議会等に係る総括情報の発信

市のホームページ上に審議会等に関する情報（開催案内、会議録等）を一括して掲載するページを作成し、審議会等の開催状況やその結果等を分かりやすく発信します。

市民公募委員を中心とする交流会の開催

審議会等に在籍する市民公募委員の情報交換や自主学習の場を設け、市民公募委員同士の交流、スキルアップを図ります。

庁内情報システムを活用した女性人材情報の提供

庁内の情報共有を図るため、審議会における女性委員の登用状況等をデータベース化し、庁内イントラネットにおいて情報提供する仕組みを構築します。

3

市政運営の各過程での参加の仕組みの拡充

政策や施策の形成・実施・評価といった、市政運営のあらゆる過程において、市民の意見を聴き、その経験や力を生かしていくことは、市民本位の市政を進めていくうえで必要不可欠なことです。

今後とも、個々の施策や事業などの状況に応じた最適な市民参加の手法を活用し、幅広く参加の機会を設けることで、より市民が参加しやすい市政運営を行います。

また、市政への参加機会の確保について調査・研究を行い、インターネットなど、新しい媒体を活用した新たな制度の構築を検討します。

① 政策の形成過程における市民意見の聴取機会の充実【施策番号6】

計画の策定や条例の制定などの政策形成過程における市民意見の聴取機会を充実させるため、パブリック・コメントや公開フォーラムなど、内容に応じた最適な市民参加の手法を選択し、実施します。

② 市民と課題や思いを共有し、事業実施に生かすための取組の推進【施策番号7】

市民同士が市政や地域に関する課題や思いを共有し、今後の施策展開に生かしていくため、本市が行う公共施設の整備やイベントの企画、運営などにおいて、*ワークショップなどを積極的に活用します。



審議会等

地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例に基づき設置する附属機関と、それに類して市長その他の執行機関が規則、要綱等に基づいて設置する合議体をいう。本市では、市民参加推進条例に基づき、非公開情報を扱う審議会等を除き、原則として全ての審議会等を公開している。

ワークショップ

本市及び市民による自由な議論により、政策、施策又は事業の方針、内容等に関する意見を集約するための会合をいう。（京都市市民参加推進条例第9条より）参加者同士が課題を共有しながら主体的に意見を出し合い、双方向で知恵を絞り、議論を積み上げて合意形成を図るよう工夫した会議の手法の一つとして、市民参加型のまちづくりなどで用いられている。

③ 事業の実施段階における市民や団体等の参加機会の確保【施策番号 8】

より最適で効果的に事業を実施するため、市民、企業、大学、NPOなど、本市において活動している様々な立場の市民や団体等のノウハウを生かし、それらの市民や団体等が、幅広く参加できる仕組みづくりを進めます。

④ 市民や団体等の財政面からの参加の推進【施策番号 9】

市民ニーズを踏まえた効率的で効果的な市政運営を進めるため、市政運営の各過程における市民の財政面からの参加を進めます。

⑤ インターネット等の新たな媒体を活用した市民の参加機会の確保【施策番号 10】

時間や場所などに捉われず、効率的に市政へ参加できる仕組みを整えるため、費用対効果等を考慮しながら、インターネットや携帯電話等の新しい媒体を活用した市政への参加機会の確保に努めます。

⑥ 公の施設の管理運営への市民や団体の参加の促進【施策番号 11】

市民サービスの向上と経費節減等を図るため、公の施設の*指定管理者制度の導入を更に進めるとともに、利用者である市民の意見をより生かした管理運営を行うため、利用者アンケート、モニター調査の実施や市民や団体、企業等が参加する運営協議会の設置など、管理運営への市民参加を進めます。

⑦ 市民の意見を施策・事業の点検・評価に生かす取組の推進【施策番号 12】

市民ニーズを反映した市政運営をより進めるため、施策・事業等の公正性と透明性を確保し、施策・事業等の評価段階における市民参加の機会を充実します。



左京区総合庁舎整備事業におけるワークショップ



事務事業評価サポーター制度



世界の京都・まちの美化市民総行動

用語
説明

指定管理者制度

市が設置する公の施設の管理運営について、市が指定する指定管理者に管理を代行させる制度。この制度の導入により株式会社等の民間事業者も公の施設の管理運営を行うことができるようになった。

推進施策及び実施事業	担当局等	新規	充実
① 政策の形成過程における市民意見の聴取機会の充実【施策番号6】			
パブリック・コメント制度的確な運用・実施	各局区等		○
公開フォーラムなどの実施	各局区等		
企業や団体を対象にした意見聴取の実施	各局区等		
② 市民と課題や思いを共有し、事業実施に生かすための取組の推進【施策番号7】			
ワークショップの活用	各局区等		
庁内向けデータバンクの構築[再掲]	総合企画局	○	
③ 事業の実施段階における市民や団体等の参加機会の確保【施策番号8】			
事業の実施における団体や企業等が参加する推進組織の設置	各局区等		
イベントの企画、運営などにおけるボランティアの活用	各局区等		
「京のアジェンダ21フォーラム」の取組の推進	環境局		
京都市ごみ減量推進会議の取組の推進	環境局		
京都市都心部グリーン配送推進協議会の取組の推進	環境局		
京都市まちの美化推進事業団の取組の推進	環境局		
市民ボランティア「京(みやこ)・輝き隊」の活動への支援	都市計画局		
地域との協働による放置自転車対策の推進	建設局		
学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置校の拡大	教育委員会		○
学校評議員制度の充実	教育委員会		○
④ 市民や団体等の財政面からの参加の推進【施策番号9】			
住民参加型市場公募債「京都浪漫債」の発行	理財局		
⑤ インターネット等の新たな媒体を活用した市民の参加機会の確保【施策番号10】			
電子会議室の運営・活用	総合企画局		
インターネット等を活用し、市民意見を聴取するシステムの充実[再掲]	総合企画局		○
⑥ 公の施設の管理運営への市民や団体の参加の促進【施策番号11】			
公の施設の指定管理者制度の導入促進	各局区等		
公の施設への運営協議会等の設置促進	各局区等		
公の施設における利用者アンケートの実施	各局区等		
⑦ 市民の意見を施策・事業の点検・評価に生かす取組の推進【施策番号12】			
行政評価条例(仮称)の制定	総合企画局	○	
市民生活実感調査の実施[再掲]	総合企画局		
事務事業評価サポーター制度の実施	総務局		
学校評価システムの充実	教育委員会		○